

入学者の選抜に関すること

①「学力検査等の内容」

学力検査等はありません。書類選考で入学資格を満たしているかを確認いたします。

②「試験問題に関する情報」

該当なし。

③「合否判定の方法及び基準」

次の入学資格を満たしている方を合格とします。

《 1 年次入学 》

2025 年 4 月 1 日現在、満 18 歳以上、かつ次の（１）～（９）のいずれかに該当する方（春期入学は 2025 年 3 月 31 日までに、秋期入学は 2025 年 9 月 30 日までに卒業見込みの方も含みます）。

- （１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （２）通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- （３）外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- （４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （５）文部科学大臣の指定した者
- （６）高等学校卒業程度認定試験規則（平成 1 7 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （７）専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （８）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達したもの
- （９）高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 1 8 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

《 2 年次編入学 》

次に該当する方（春期入学は 2025 年 3 月 31 日までに、秋期入学は 2025 年 9 月 30 日までに退学見込みの方も含みます）。

- （１）同一の大学に継続して 1 年以上在学し、3 0 単位以上を修得した者
- （２）外国において、前号に相当する資格を得たと認められる者
- （３）その他、上記と同等以上の学力があると本学が認めた者

《 3 年次編入学 》

次の（１）～（６）のいずれかに該当する方（春期入学は 2025 年 3 月 31 日までに、秋期入学は 2025 年 9 月 30 日までに出席資格を満たす見込みの方も含みます）。

- （１）他の大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- （２）大学入学資格を有し、かつ、文部科学大臣の定める基準（修業年限が 2 年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数が 1, 7 0 0 時間以上であること。）を満たす専修学校の専門課程を修了した者又は専門士の称号の付与が認められた課程を修了した者
- （３）同一の大学に継続して 2 年以上在学し、6 2 単位以上を修得した者
- （４）外国において、第 1 号又は第 3 号のいずれかに相当する資格を得たと認められる者
- （５）高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 9 0 条第 1 項に規定する者に限る。）
- （６）その他、上記と同等以上の学力があると本学が認めた者

④「合理的配慮の提供に関する対応方法」

・相談窓口

相談窓口は、通信教育部事務部です。

・事前相談や配慮の申請の方法

出席前に障がいの内容および程度を確認できる書類をご提出いただき、配慮を希望する内容について、ご相談させていただきます。

・配慮の一般的な例等

科目試験受験時の試験時間の延長、スクーリング受講時の座席位置など。